平成１９年（フ）第３１９号
滋賀県東近江市五個荘五位田町592番地
破産者　有限会社てんびん
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第１７９３号
京都市中京区御池通間之町東入高宮町206番地
破産者　株式会社プロト
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７８７９号
大阪市都島区都島本通１丁目２番20号
破産者　株式会社服部モーターサイクル商会
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９８２０号
大阪府大東市三箇３丁目11番12号グリーンメゾン壱番館203号
破産者　株式会社バッグみよしや
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０５９号
大阪市西区土佐堀１丁目５番９―1001号
破産者　太田　勝治
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２６２号
大阪市中央区久太郎町２丁目３番８―808号
破産者　オグロ商事株式会社
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６６３号
大阪市北区豊崎５丁目７番８号
破産者　株式会社いせや
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５９号
大阪市北区堂山町１番２号Ｒ＆Ｅビル
破産者　株式会社ゼロ
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８１３号
大阪府高槻市松が丘４丁目３番16号
破産者　有限会社コスモポライト
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２号
福岡県田川郡糸田町4099番地１
破産者　有限会社井手建設興業
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２０年（フ）第２２７号
北海道釧路市住之江町５番10号
破産者　株式会社大脇土建
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２０号
千葉県鴨川市天津1151番地３
破産者　石井　佑季（旧姓村杉）
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１４８０５号
東京都中央区日本橋本町１丁目１番８号
破産者　マーヴェラスキャピタルインベストメント株式会社
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６９号
東京都八王子市左入町307番地５
破産者　株式会社ＭＳ電設
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８７０号
埼玉県所沢市林３―518―１サンシティハウスＡ―105号室、住民票上の住所東京都八王子市長房町200番地123
破産者　鈴木　基介
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２４９号
神奈川県鎌倉市二階堂669番地２
破産者　株式会社オリエンタルスタイル
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８号
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2203番地
破産者　有限会社長大組
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１６０号
松江市淞北台13番13号
破産者　松尾　孝美
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７４号
島根県松江市袖師町２番38号
破産者　ティー・エム・プランニング株式会社
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第９６０号
高知市北金田４番21号
破産者　株式会社エム・エー
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８８０号
札幌市手稲区西宮の沢４条１丁目４番１―102号
破産者　鶴田　鉄夫
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３６２号
福島市吉倉字山神15番地の５
破産者　原　　宏明
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所